

熱海市消防団員等公務災害補償条例の一部を改正する条例をここに公布する。

令和2年3月31日

熱海市長 齊 藤 栄

熱海市条例第11号

熱海市消防団員等公務災害補償条例の一部を改正する条例

熱海市消防団員等公務災害補償条例（昭和41年熱海市条例第24号）の一部を次のように改正する。

第5条第2項第1号中「日に」を「日（以下「事故発生日」という。）に」に改め、同項第2号中「8,800円」を「8,900円」に改め、同条第3項中「死亡若しくは負傷の原因である事故が発生した日又は診断により死亡の原因である疾病の発生が確定した日若しくは診断により疾病の発生が確定した日」を「事故発生日」に改める。

附則第3条の4第5項第2号中「100分の5」を「事故発生日における法定利率」に改め、同条第6項中「100の5」を「事故発生日における法定利率」に改める。

附則第4条第7項第2号及び第8項中「100分の5」を「事故発生日における法定利率」に改める。

別表中「12,400円」を「1万2,440円」に、「13,300円」を「1万3,320円」に、「14,200円」を「1万4,200円」に、「10,600円」を「1万670円」に、「11,500円」を「1万1,550円」に、「8,800円」を「8,900円」に、「9,700円」を「9,790円」に改め、同表備考1中「死亡若しくは負傷の原因である事故が発生した日又は診断によって死亡の原因である疾病の発生が確定した日若しくは診断によって疾病の発生が確定した日」を「事故発生日」に改める。

附 則

- 1 この条例は、令和2年4月1日から施行する。
- 2 この条例による改正後の熱海市消防団員等公務災害補償条例第5条第2項及び別表の規定は、この条例の施行の日以後に支給すべき事由の生じた熱海市消防団員等公務災害補償条例第5条第1項に規定する損害補償（以下「損害補償」という。）並びに同日前に支給すべき事由の生じた同日以後の期間に係る同条例第4条第3号に規定する傷病補償年金、同条第4号アに規定する障害補償年金及び同条第6号アに規定する遺族補償年金（以下「傷病補償年金等」という。）について適用し、同日前に支給すべき事由の生じた損害補償（傷病補償年金等を除く。）及び同日前に支給すべき事由の生じた同日前の期間に係る傷病補償年金等に

については、なお従前の例による。